

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および「著作権法」に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）個人情報取扱事業者が、本人との契約書を通じて、契約者本人の個人情報を取得する場合、原則として、契約締結前に本人に対し、個人情報の利用目的を明示しなければならない。
- （イ）個人情報は、生存する個人が特定できる情報であり、死者の情報は原則として対象外である。
- （ウ）著作権の保護に関し、公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、内容的に自ら作成する部分が「主」で引用部分が「従」でなければならない。
- （エ）著作権の保護に関し、生活者向け講演会において、他人の著作物をコピーして教材として使用する場合、参加費が無料であれば著作権者の許諾は必要ない。

問2

ファイナンシャル・プランニングのプロセスに従い、次の（ア）～（カ）を6つのステップの順番に並べ替えたものとして、最も適切なものはどれか。

- （ア）顧客のキャッシュフロー表などを作成し、将来の財政状況の予測・分析等を行う。
- （イ）顧客の家族構成などの環境の変化や制度改正に応じ、定期的にプランの見直しを行う。
- （ウ）作成したプランに従い、顧客が行う金融商品購入等の実行を支援する。
- （エ）顧客にファイナンシャル・プランニングで提供するサービス内容や報酬体系などを説明し、了解を得る。
- （オ）ヒアリング調査等により顧客および家族の情報、財政的な情報等を収集し、顧客の財政的な目標を明確化する。
- （カ）顧客の目標を達成するために必要なプランを作成し、顧客に提案書を提示して説明を行う。

1. （エ）→（ア）→（オ）→（カ）→（ウ）→（イ）
2. （エ）→（オ）→（ア）→（カ）→（ウ）→（イ）
3. （オ）→（ア）→（カ）→（エ）→（ウ）→（イ）
4. （オ）→（カ）→（ア）→（エ）→（ウ）→（イ）

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞は、妹尾さんが同一の特定口座内で2020年中に行った東京証券取引所市場第一部上場会社であるGA株式会社の株式（以下「GA株式」という）の株式取引に係る明細である。妹尾さんのGA株式の取引に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

取引日 曜日	9月28日 月曜日	10月20日 火曜日	11月11日 水曜日	11月24日 火曜日
取引内容	買付	買付	売却	買付
約定単価	900円	1,200円	1,250円	1,300円
株数	100株	200株	100株	200株

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜2020年11月カレンダー（一部抜粋）＞

日	月	火	水	木	金	土
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日

※網掛け部分は、市場休業日である。

- ・ 11月11日のGA株式の売却取引に関する受渡日は（ア）である。
- ・ 11月24日の買付後におけるGA株式の譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額は（イ）である。

1. (ア) 11月13日 (イ) 1,200円
2. (ア) 11月13日 (イ) 1,250円
3. (ア) 11月16日 (イ) 1,200円
4. (ア) 11月16日 (イ) 1,250円

問4

下記<資料>の債券を取得日から4年後に売却した場合における所有期間利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>

表面利率：年1.25%
額面：100万円
購入価格：額面100円につき100.00円
売却価格：額面100円につき102.00円
所有期間：4年

問5

下記<資料>の外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算結果（円転した金額）について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 預入額：10,000豪ドル
- ・ 預入期間：12ヵ月
- ・ 預金金利：0.4%（年率）
- ・ 為替レート（1豪ドル）

	TTS	TTM(仲値)	TTB
満期時	75.60円	75.10円	74.60円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、豪ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

問6

財形貯蓄制度に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、復興特別所得税および非課税財形貯蓄の災害等の事由による非課税払出特例については考慮しないこととする。

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結の年齢要件	（ア）	満55歳未満
積立期間	（イ）以上の期間にわたり、毎月定期的に積立て	（イ）以上の期間にわたり、毎月定期的に積立て。ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出し可
非課税限度額	<p>[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計550万円まで</p> <p>[保険型] 払込保険料累計額（ウ）まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して550万円まで</p>	<p>[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円まで</p> <p>[保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額550万円まで</p>
目的外の払出時の取扱い	<p>[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される</p> <p>[保険型] 積立開始時からの利息相当分（差益部分）すべてが一時所得として総合課税となる</p>	<p>[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される</p> <p>[保険型] （エ）</p>

1. （ア）にあてはまる語句は「年齢要件なし」である。
2. （イ）にあてはまる語句は「3年」である。
3. （ウ）にあてはまる語句は「385万円」である。
4. （エ）にあてはまる語句は「積立開始時からの利息相当分（差益部分）すべてが一時所得として総合課税となる」である。

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

佐野さんは、7年前に相続により取得し、その後継続して居住している自宅の土地および建物の売却を検討している。売却に係る状況が下記＜資料＞のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額を計算しなさい。なお、＜資料＞に記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

- ・ 取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
- ・ 譲渡価額（合計）：4,500万円
- ・ 譲渡費用（合計）：160万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

問 8

室井さんは、転勤のため家を貸すに当たり、F Pの宮野さんに借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る最も適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		（ア）	公正証書等の書面による
契約の更新		賃貸人に正当事由がない限り更新される	（イ）
契約期間	（ウ）未満の場合	期間の定めのない契約とみなされる	（ウ）未満の契約も有効である
	（ウ）以上の場合	制限はない	制限はない

<語群>

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 制限はない | 2. 公正証書等の書面による |
| 3. 賃貸人に正当事由がない限り更新される | 4. 期間満了により終了し、更新されない |
| 5. 1年 | 6. 2年 |

問9

個人事業を営む倉田さんは、自宅を購入するに当たり、FPで税理士でもある落合さんに、消費税について質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

倉田さん：マンションを購入する予定ですが、土地部分の代金に消費税はかかりますか。

落合さん：土地部分の代金には、消費税が（ア）。

倉田さん：転居に当たって、事務所を借りる予定です。借主は私です。事務所の賃料に消費税はかかりますか。

落合さん：事務所の賃料には、消費税が（イ）。

倉田さん：住宅ローンの諸費用についてはどうですか。

落合さん：消費税の対象になるものとして、例えば（ウ）があります。

<語群>

1. かかります 2. かかりません 3. 融資事務手数料 4. 保証料 5. 火災保険料

問10

下記<資料>は、北村さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の実質利回り（年利）を計算しなさい。なお、<資料>に記載のない事項については一切考慮しないこととする。また、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入することとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>


- ・ 購入費用の総額：2,500万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：105,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費・修繕積立金等 12,000円
管理業務委託費 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税・都市計画税（年額）：65,000円

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

関根明彦さん（47歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、明彦さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

保険種類 医療保険 証券番号 **** * * * * *	契約日（保険期間の始期） 2008年5月1日					
保険契約者 被保険者 受取人 指定代理請求人	関根 明彦 様 関根 明彦 様 1973年6月3日生 男性 契約年齢 34歳 （給付金）関根 明彦 様 （死亡保険金）関根 武雄 様（父） 関根 武雄 様（続柄 父）	保険契約者印 				
◇保障内容						
疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 通院給付金 死亡保険金	日額5,000円（入院1日目から保障） 日額5,000円（入院1日目から保障） 1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍 日額3,000円（退院後の通院に限る） 100万円					
◇保険期間・保険料						
保険期間 保険料払込期間	終身 終身	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保険料</td> <td style="width: 50%;">毎回*,***円</td> </tr> <tr> <td>保険料払込方法</td> <td>月払い</td> </tr> </table>	保険料	毎回*,***円	保険料払込方法	月払い
保険料	毎回*,***円					
保険料払込方法	月払い					

<資料/保険証券2>

終身がん保険		保険証券記号番号 ○○-○○○○○	
保険契約者	関根 明彦 様	保険契約者印	◇契約日 2004年8月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 終身
被保険者	関根 明彦 様 1973年6月3日生 男性		
受取人	給付金 関根 明彦 様 死亡給付金 関根 武雄 様 (父)	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
がん診断給付金	初めてがんと診断されたとき	100万円	毎回 △,△△△円
がん入院給付金	1日目から日額	1万円	[保険料払込方法] 月払い
がん手術給付金	1回につき	20万円	
がん死亡給付金	がんによる死亡	20万円	
死亡給付金	がん以外による死亡	10万円	

- ・ 明彦さんが現時点で、足を骨折して12日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 明彦さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断されて20日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 明彦さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 1 2

株式会社L Vの代表取締役である筒井康宏さん（44歳）は、現在、法人契約での生命保険の加入を検討しており、生命保険について、FPの氷室さんに質問をした。氷室さんが生命保険の保険料支払時における一般的な経理処理について述べた次の説明の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値および語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「2019年6月28日の法人税基本通達の改正により、法人が支払う定期保険等の支払保険料の取扱いが変更されました。原則として、2019年7月8日以後の契約について、定期保険か第三分野保険かの種類を問わず、最高解約返戻率に応じて資産計上期間や資産計上額が決定されます。例えば、被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が（ア）%超85%以下の定期保険（保険期間10年）の支払保険料は、保険期間の前半（イ）割相当期間においては、その（ウ）%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができます。なお、本改正後の取扱いは、2019年7月7日以前の既契約に対して遡及適用（エ）。」

1. (ア) 50 (イ) 4 (ウ) 60 (エ) されます
2. (ア) 50 (イ) 6 (ウ) 40 (エ) されます
3. (ア) 70 (イ) 4 (ウ) 60 (エ) されません
4. (ア) 70 (イ) 6 (ウ) 40 (エ) されません

問 13

浜松一郎さんが2020年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。浜松さんの2020年分の所得税の計算における生命保険料控除額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、2020年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

<p>[定期保険 (無配当)] 契約日：2012年4月1日 保険契約者：浜松 一郎 被保険者：浜松 咲子 (妻) 死亡保険金受取人：浜松 一郎 2020年の年間支払保険料：72,640円</p>	<p>[個人年金保険 (税制適格特約付)] 契約日：2011年2月1日 保険契約者：浜松 一郎 被保険者：浜松 一郎 年金受取人：浜松 一郎 2020年の年間支払保険料：150,380円 2020年の年間配当金：なし</p>
--	--

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料 (注) の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料 (注) の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 78,160円
2. 83,160円
3. 88,160円
4. 93,160円

問14

住吉正勝さんが契約している火災保険（地震保険付帯・下記＜資料＞参照）の契約に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、超過保険や一部保険には該当しないものとし、＜資料＞に記載のない特約等については付帯がないものとする。また、保険契約は有効に継続しているものとする。

＜資料1＞

火災保険証券						
保険契約者				記名被保険者		
住所	×××× ○-○○			保険契約者に同じ		
氏名	住吉 正勝 様					
証券番号 第××-×××××						
火災保険期間 2019年7月10日 午後4時から 2024年7月10日 午後4時まで 5年間				火災保険料 <u>△△△, △△△円</u> 地震保険料 <u>○○○, ○○○円</u> 保険料払込方法 一時払い		
地震保険期間 2019年7月10日から5年間						
保険の対象等						
保険の対象		火災保険：建物、家財 地震保険：建物、家財				
所在地		保険契約者住所に同じ				
構造級別		H構造（非耐火）				
面積		86.5 m ²				
建物建築年月		2019年7月				
建物・家財等に関する補償						
事故の種類	補償の有無	建物保険金額	補償の有無	家財保険金額		
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)		
② 風災、ひょう災、雪災	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)		
③ 盗難	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)		
④ 水災	×	-	×	-		
⑤ 破損、汚損等	○	1,250万円 (免責金額 1万円)	○	600万円 (免責金額 1万円)		
⑥ 地震、噴火、津波（地震保険）	○	625万円	○	300万円		
明記物件		無し				
※「補償の有無」は○は有、×は無を示すものとする。						

<資料 2 : 地震保険 損害の程度と認定の基準 (建物)>

損害の程度		認定の基準
2016年以前 保険始期	2017年以降 保険始期	
全損	全損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
半損	大半損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合
	小半損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合
一部損	一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、建物の損害が全損・大半損・小半損に至らない場合

- (ア) 住吉さんの住宅が大雨による洪水で床上浸水し、建物と家財に損害を被った場合、補償の対象になる。
- (イ) 住吉さんの住宅の屋根が台風の強風により損壊し、100万円の損害を被った場合、補償の対象になる。
- (ウ) 住吉さんの住宅が地震による火災で延床面積の80%が焼失した場合、地震保険の損害の程度は「半損」に該当する。
- (エ) この火災保険契約では、建物の地震保険金額は、250万円から625万円の範囲内で設定することができる。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

会社員の谷口さんは、2021年3月末日に勤務先を退職した。谷口さんの退職に係るデータが下記<資料>のとおりである場合、谷口さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、谷口さんは、勤務先の役員であったことはなく、「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出している。また、退職は障害者になったことに基因するものではない。

<資料：谷口さんの退職に係るデータ>

支給される退職一時金	1,250万円
勤続期間	21年6ヵ月

1. 155万円
2. 190万円
3. 310万円
4. 380万円

問16

個人事業主の千田さんは、2020年4月に機械装置（新品）を購入し、事業の用に供している。千田さんのこの機械装置の2020年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、機械装置の取得価額は900万円、2020年中の事業供用月数は9ヵ月、耐用年数は15年とする。また、千田さんは個人事業を開業して以来、機械装置についての減価償却方法を選択したことはなく、法定償却方法によるものとする。

<耐用年数表（抜粋）>

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
15年	0.067	0.133

1. 452,250円
2. 603,000円
3. 897,750円
4. 1,197,000円

問 17

会社員の有馬さんが、2020年中に新築住宅を購入し、同年中に居住を開始した場合の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、有馬さんは、年末調整および住宅ローン控除の適用を受けるための要件をすべて満たしているものとする。

- （ア）有馬さんが所得税の住宅ローン控除の適用を受ける場合、2020年分は確定申告をする必要があるが、2021年分以降は勤務先における年末調整により適用を受けることができる。
- （イ）有馬さんが転勤により単身赴任をする場合、配偶者が引き続き居住している等の所定の要件を満たしていれば住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- （ウ）2020年分の住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その差額を翌年度の住民税から控除することができるが、その場合、市区町村への住民税の申告が必要である。
- （エ）住宅ローン控除を受け始めてから7年目に繰上げ返済を行った結果、すでに返済が完了した期間と繰上げ返済後の返済期間の合計が10年未満となった場合は、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。

問 18

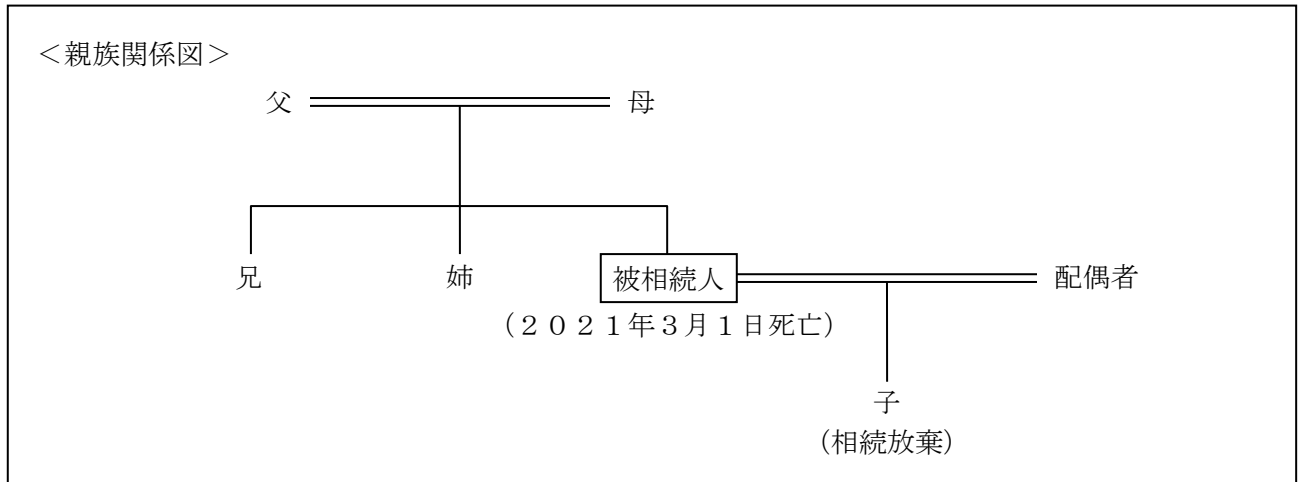
所得税における所得控除に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）基礎控除額は、納税者本人の合計所得金額にかかわらず一律48万円である。
- （イ）納税者の事業所得の計算上、配偶者に対して青色事業専従者給与の支払いをしている場合には、その配偶者を対象として配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができない。
- （ウ）配偶者特別控除額は、控除を受ける年における納税者本人の合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて、控除額が異なる。
- （エ）配偶者控除と基礎控除は同時に適用を受けることができるが、配偶者控除と配偶者特別控除は、どちらか一方しか適用を受けることができない。

【第6問】下記の（問19）～（問22）について解答しなさい。

問19

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[各人の法定相続分と遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ア）。
- ・ 被相続人の兄の法定相続分は（イ）。
- ・ 被相続人の母の遺留分は（ウ）。

<語群>

なし	1/2	1/3	2/3	1/4
1/6	1/8	1/12	1/16	

問20

相続税において相続財産から控除できる債務等に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）被相続人に係る未払い医療費は、相続財産から控除することができる。
- （イ）葬式などの前後の出費で、通常葬式に欠かせないお通夜にかかった費用は、葬式費用として相続財産から控除することができる。
- （ウ）香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として相続財産から控除することができる。
- （エ）被相続人が生前に購入した墓地の購入未払い金は、相続財産から控除することができる。

問 2 1

阿久津太郎さん（38歳）は、父（70歳）と叔母（68歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。太郎さんの2020年分の贈与税額を計算しなさい。なお、父からの贈与については、2019年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[2019年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額：2,000万円

[2020年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額：1,000万円
- ・ 叔母から贈与を受けた金銭の額：800万円

※2019年中および2020年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

＜贈与税の速算表＞

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 400万円 以下	15%	10万円
400万円 超 600万円 以下	20%	30万円
600万円 超 1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超 4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 300万円 以下	15%	10万円
300万円 超 400万円 以下	20%	25万円
400万円 超 600万円 以下	30%	65万円
600万円 超 1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

問 2 2

相続税における「小規模宅地等の評価減の特例」に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等※	(ア) m ²	80%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(イ) m ²	
貸付事業用宅地等※	200 m ²	(ウ) %

※特定事業用宅地等と貸付事業用宅地等については、一定の場合に該当しない限り、相続開始前3年以内に新たに（貸付）事業の用に供された宅地等を除く。

1. (ア) 500 (イ) 240 (ウ) 40
2. (ア) 400 (イ) 240 (ウ) 50
3. (ア) 500 (イ) 330 (ウ) 40
4. (ア) 400 (イ) 330 (ウ) 50

【第7問】下記の（問23）～（問25）について解答しなさい。

＜沼田家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
沼田 信也	本人	1994年 6月22日	会社員
優美香	妻	1995年12月11日	会社員

＜沼田家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年	
西暦(年)		2020	2021	2022	2023	2024	
家族構成/ 年齢	沼田 信也	本人	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳
	優美香	妻	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
		第一子			0歳	1歳	2歳
ライフイベント		変動率			第一子 誕生		
収入	給与収入(夫)	1%	281			(ア)	
	給与収入(妻)	—	262	262	212	140	140
	収入合計	—	543	546			
支出	基本生活費	1%	210	212	214		
	住居費	—	116	116	116		116
	教育費	—	0	0	0	10	10
	保険料	—	28	28	36	40	40
	一時的支出	—			70		
	その他支出	1%	30	30	31	31	31
	支出合計	—	384	386			
年間収支		—	159				16
金融資産残高		1%	238	(イ)	436	457	478

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2020年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 3

沼田家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 4

沼田家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 5

沼田さん夫婦は、2022年ごろに第一子をもうけたいと考えており、出産や育児に関する社会保険の給付について調べている。公的医療保険や雇用保険による出産や育児に係る給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、優美香さんおよび信也さんは、会社に就職してから継続して全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者であり、かつ雇用保険の被保険者であるものとする。また、記載以外の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 協会けんぽの出産育児一時金は、双子を出産した場合は2人分支給される。
2. 協会けんぽの出産手当金は、出産予定日を過ぎてから出産した場合は、出産予定日の翌日から出産日までの日数分も支給される。
3. 雇用保険の育児休業給付金は、原則として対象となる子の3歳の誕生日の前日までの間について支給される。
4. 雇用保険の育児休業給付金は、信也さんが優美香さんの出産日当日から育児休業を取得する場合、出産日当日から支給対象期間とされる。

【第8問】下記の（問26）～（問28）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 26

鶴見さんは、老後の生活費を補うものとして、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

問 27

野村さんは、相続で得た2,000万円を老後に備えて運用しようと考えている。これを15年間、年利1.0%で複利運用した場合、15年後の合計額はいくらになるか。

問 28

成田さんは、子どもの大学の学費準備として、6年後に400万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【第9問】下記の（問29）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

荒木健司さんは、民間企業に勤務する会社員である。健司さんと妻の梨花さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある福岡さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2021年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
荒木 健司	本人	1985年10月13日	35歳	会社員（正社員）
梨花	妻	1986年12月26日	34歳	会社員（派遣社員）
翼	長男	2015年 7月15日	5歳	保育園児

[収入金額（2020年）]

健司さん：給与収入500万円。給与収入以外の収入はない。

梨花さん：給与収入400万円。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額9万円（管理費込み）である。

マイホームとして販売価格4,000万円（うち消費税200万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

健司さん名義

銀行預金（普通預金）：130万円

銀行預金（定期預金）：500万円

梨花さん名義

銀行預金（普通預金）：50万円

銀行預金（定期預金）：400万円

[負債]

健司さんと梨花さんに負債はない。

[保険]

低解約返戻金型終身保険A：保険金額300万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は健司さんである。

団体定期保険B（加入検討中）：保険金額2,000万円。保険契約者は健司さんの勤務先、保険料負担者および被保険者は健司さんである。

問 29

荒木さん夫妻は、2021年6月にマンションを購入する予定である。荒木さん夫妻が<設例>のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 30

健司さんは、勤務先の会社を通じて加入する団体定期保険（任意加入型）について、FPの福岡さんに質問をした。福岡さんが行った団体定期保険（任意加入型）の一般的な説明として、最も不適切なものはどれか。

1. 「一般に、従業員本人とともにその家族も加入できます。」
2. 「保険料の支払いは、一般に給与天引きとなります。」
3. 「申込みに際しては、会社の健康診断書データの提出が必要です。」
4. 「1年ごとに更新を行うため、契約内容の見直しを毎年行うことができます。」

問 3 1

健司さんと梨花さんはマンション購入に当たり、夫婦での借入れを検討している。夫婦で住宅ローンを借りる場合の主な組み方について、借入希望先の銀行からもらった下記＜資料＞の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

＜資料＞

共働きのご夫婦の住宅ローンの借入方法（単独の場合・収入合算で主債務者を健司さんとする場合・ペアローンの場合の例）

	単独	収入合算（連帯保証）	ペアローン	
契約者 （主たる債務者）	健司さん	健司さん	健司さん	梨花さん
連帯保証人	－	梨花さん	梨花さん	健司さん
返済 （口座引落とし）	健司さん	健司さん	健司さん	（ア）
団体信用生命 保険加入者	健司さん	（イ）	健司さん	梨花さん
住宅ローン控除	健司さん	（ウ）	健司さん	梨花さん

※ペアローンに加えて、さらに収入合算をつけることはできません。

※連帯債務、夫婦連生団体信用生命保険のお取り扱いはありません。

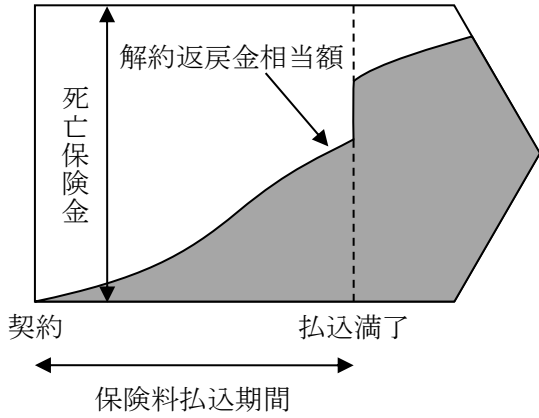
※住宅ローン控除の適用条件や控除額など、制度についての詳細は国税庁ホームページなどでご確認ください。

1. （ア）健司さん （イ）健司さん・梨花さん （ウ）健司さん・梨花さん
2. （ア）健司さん （イ）健司さん （ウ）健司さん・梨花さん
3. （ア）梨花さん （イ）健司さん・梨花さん （ウ）健司さん
4. （ア）梨花さん （イ）健司さん （ウ）健司さん

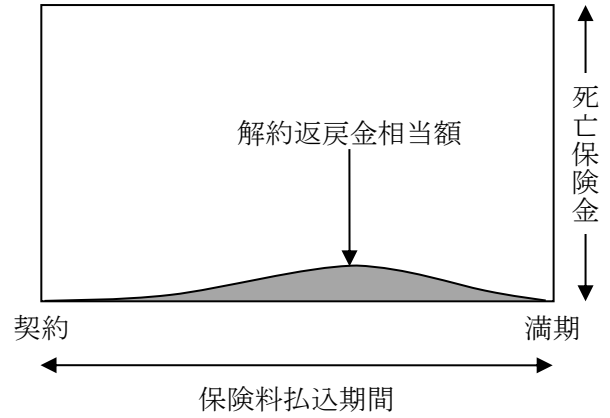
問32

健司さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの福岡さんに質問をした。福岡さんが生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記のイメージ図のうち、一般的な低解約返戻金型終身保険の解約返戻金相当額の推移に係る図として、最も適切なものはどれか。

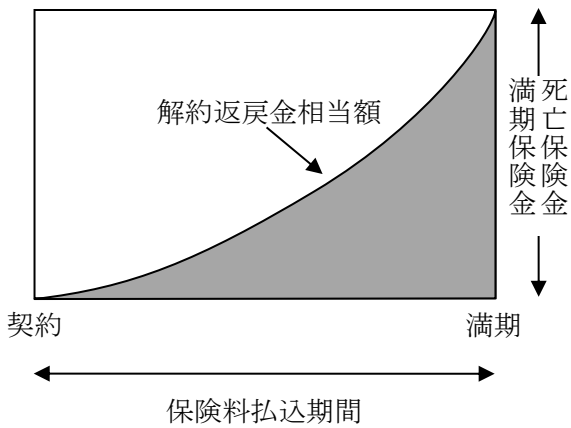
1.



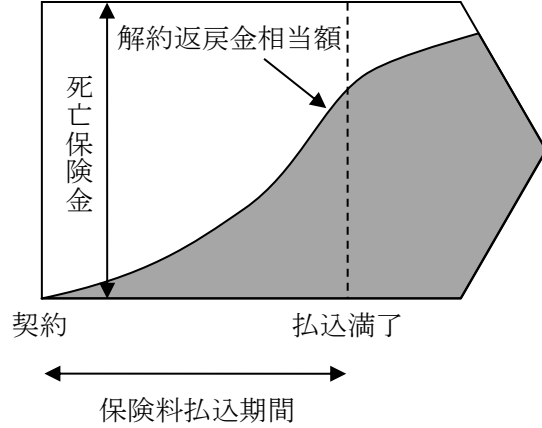
2.



3.



4.



問 3 3

梨花さんは、第二子の出産に備えて、育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）に基づく育児休業等期間中の社会保険料の免除について、FPの福岡さんに質問をした。育児休業等期間中の社会保険料の免除に関する次の説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして適切なものはどれか。なお、梨花さんは、現在の会社に就職してから継続して全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）および厚生年金保険の被保険者である。

「育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料は、（ア）が育児休業等取得者申出書を日本年金機構（事務センターまたは年金事務所）へ提出することにより、（イ）が免除されます。
保険料の免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月から、育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までとなります。なお、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、（ウ）として扱われます。」

- | | | |
|-----------|--------------------|--------------|
| 1.（ア）被保険者 | （イ）被保険者・事業主の両方の負担分 | （ウ）保険料の未納期間 |
| 2.（ア）被保険者 | （イ）被保険者の負担分 | （ウ）保険料を納めた期間 |
| 3.（ア）事業主 | （イ）被保険者の負担分 | （ウ）保険料の未納期間 |
| 4.（ア）事業主 | （イ）被保険者・事業主の両方の負担分 | （ウ）保険料を納めた期間 |

問 3 4

梨花さんは、健司さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの福岡さんに質問をした。健司さんが仮に、在職中の2021年5月に35歳で死亡した場合、健司さんの死亡時点において梨花さんが受け取ることができる遺族給付に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、健司さんは、大学を卒業し22歳で現在の会社に就職してから死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

「健司さんが2021年5月に死亡した場合、梨花さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。梨花さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に翼さんを対象とする子の加算額を加えた額です。また、遺族厚生年金の額は、原則として死亡した者の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分相当額の（ア）に相当する額ですが、梨花さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、健司さんの被保険者期間が（イ）に満たない場合は（イ）として計算されます。なお、翼さんが（ウ）到達年度の末日（3月31日）を経過すると梨花さんの遺族基礎年金は失権しますが、このとき梨花さんは40歳以上であるため、以後の遺族厚生年金に梨花さんが65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。」

<語群>

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の2 | 3. 4分の3 |
| 4. 240月 | 5. 300月 | 6. 360月 |
| 7. 16歳 | 8. 18歳 | 9. 20歳 |

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

国内の上場企業に勤務する藤原隆行さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある三上さんに相談をした。なお、下記のデータは2021年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

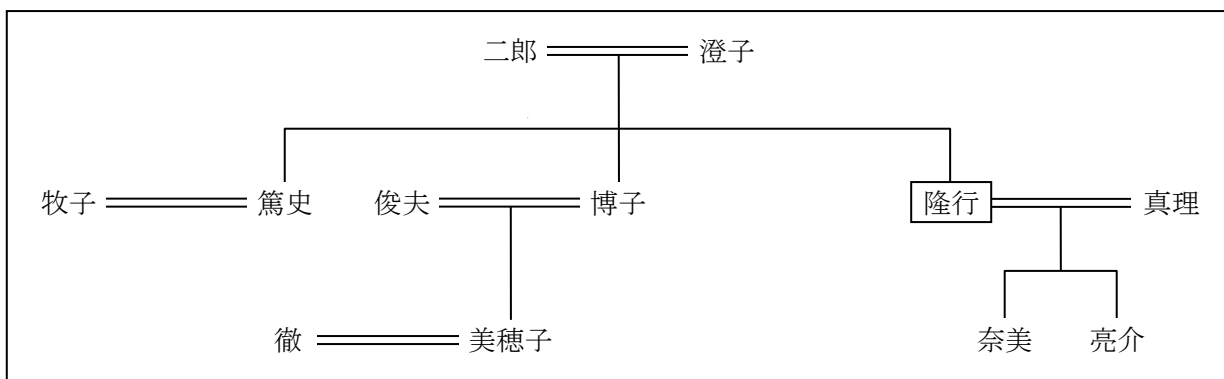
氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
藤原 隆行	本人	1965年11月28日	55歳	会社員
真理	妻	1968年 2月18日	53歳	パート勤務
奈美	長女	1997年 9月22日	23歳	会社員
亮介	長男	2004年 2月14日	17歳	高校生

II. 収入金額（2020年分）

隆行さん：給与収入840万円（給与所得控除前の金額）、原稿料収入50万円

真理さん：給与収入85万円（給与所得控除前の金額）

III. 藤原家の親族関係図



IV. 藤原家（隆行さんと真理さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

(単位：万円)

	隆行	真理
金融資産		
預貯金等	1,200	800
株式・債券・投資信託等	340	2,320
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	2,060	
建物（自宅の家屋）	715	
その他（動産等）	120	100

[資料2：負債残高]

住宅ローン：580万円（債務者は隆行さん）

自動車ローン：80万円（債務者は隆行さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	隆行	隆行	真理	1,000	—
変額個人年金保険B	隆行	隆行	真理	300	350
終身保険C	隆行	隆行	真理	200	50
終身保険D	真理	真理	隆行	500	470

注1：解約返戻金相当額は、現時点（2021年4月1日）で解約した場合の金額である。

注2：変額個人年金保険Bは、据置期間中に被保険者が死亡した場合には、一時払保険料相当額（300万円）と被保険者死亡時における解約返戻金相当額のいずれか大きい金額が死亡保険金として支払われるものである。

注3：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注4：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

V. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの三上さんは、まず現時点（2021年4月1日）における藤原家（隆行さんと真理さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

＜藤原家（隆行さんと真理さん）のバランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
株式・債券・投資信託等	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅の敷地）	×××		
建物（自宅の家屋）	×××	[純資産]	（ア）
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問 3 6

下記<資料>は、隆行さんの2020年（令和2年）分の「給与所得の源泉徴収票」（一部省略）である。<資料>の空欄（ア）にあてはまる所得控除の額の合計額を計算しなさい。なお、真理さんおよび亮介さんの合計所得金額はそれぞれ48万円以下である。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		(フリガナ)		フジワラタカユキ	
								氏 名		藤原 隆行	
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
給与・賞与		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円
		8	400	000	(省略)		(ア)			310	800
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有		老人		特 定	老 人	そ の 他		特 別	そ の 他		
○		(各自計算)		人	人	人	1	人	人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内		千		千		千		千		円	
1200		400		200		600				円	

問37

隆行さんは、副業として2020年から専門誌への寄稿を行っており、受け取った原稿料（下記＜資料＞参照）については、雑所得として申告している。隆行さんの2020年分の所得の合計額（給与所得と雑所得の合計額）を計算しなさい。なお、隆行さんには2020年において給与所得およびこの副業に係る雑所得以外に申告すべき所得はないものとする（＜設例＞の「Ⅱ．収入金額」参照）。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料：副業による収入等の明細＞

原稿料収入：500,000円
必要経費として申告した金額：50,000円
源泉徴収された所得税額：50,000円

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

問38

隆行さんの従兄である会社員の山田さんの2020年分の所得等が下記<資料>のとおりである場合、山田さんが2020年分の所得税の確定申告をする際に、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

<資料>

所得または損失の種類	収入	所得	参考
給与所得	600万円	436万円	給与所得控除額：164万円
不動産所得の計算上生じた損失	800万円	▲30万円	必要経費：830万円 ※必要経費の中には土地等の取得に要した借入金の利子が190万円ある。
上場株式の譲渡損失	200万円	▲120万円	取得費：320万円

1. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円と損益通算できる。
2. 上場株式の譲渡損失▲120万円と損益通算できる。
3. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円および上場株式の譲渡損失▲120万円と損益通算できる。
4. 損益通算できる損失はない。

問 39

隆行さんは、自分の老齢年金の受取り方について考えており、FPの三上さんに質問をした。老齢年金の繰上げおよび繰下げ受給に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ請求は、異なる時期に別々に行うことができる。
- (イ) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ申出は、異なる時期に別々に行うことができる。
- (ウ) 老齢基礎年金または老齢厚生年金の支給の繰下げによる年金額の増額率は、最大で30%となる。
- (エ) 老齢基礎年金と併せて付加年金が受給できる場合であっても、付加年金については繰上げ受給により減額されることはなく、繰下げ受給により増額されることもない。

問40

真理さんは、病気療養のため2021年3月、KA病院に10日間入院し、退院後の同月内に同病院に5日間通院した。真理さんの2021年3月の1ヵ月間における保険診療分の医療費（窓口での自己負担額）が24万円、入院時の食事代が2万円、差額ベッド代が10万円であった場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、隆行さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であって標準報酬月額が47万円であり、真理さんは隆行さんの被扶養者であるものとする。また、KA病院に「健康保険限度額適用認定証」の提示はしておらず、世帯合算および多数該当は考慮しないものとする。

＜資料＞

[2021年3月分の高額療養費の算定]

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満の人）]

標準報酬月額	自己負担限度額（月額）
83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
26万円以下	57,600円
市区町村民税非課税者等	35,400円

1. 153,370円
2. 154,570円
3. 270,570円
4. 274,570円